

五監公告第8号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年5月25日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

農林課

3. 監査の期間

令和3年2月24日～令和3年3月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 平成25年度から中東福祉会いずみの里の敷地内で、自立就労センターいずみへ委託し桑栽培が行われている。五泉市には昭和40年代まで県の養蚕関連施設があり、養蚕業が盛んな土地柄だった歴史を、教育現場を通じて後世に伝えることを目的とした事業であるが、現状では当初の目的を達成することが困難であることから、社会教育を含めた関係機関と連携し今後の対応について検討されたい。	関係機関と連携を図り、今後の対応について検討してまいります。
② 水田農業構造改革対策事業の補助金交付事務について、事業内容の記載誤りのため、整合性の取れない書類が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	五泉市補助金交付規則及び五泉市農林水産業振興事業費補助金交付要綱を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。